

①費目リスト

	非課税となる費目	非課税とならない費目
1 婚礼に係る費用	○受贈者の挙式や結婚披露宴を開催するために必要な費用(会場費、衣装代、飲食代、引き出物代、写真・映像代、演出代、装飾代、ペーパーアイテム(招待状等)、人件費など)	○挙式や結婚披露宴を開催するための費用ではない、以下のもの ・結婚情報サービスの利用、結婚コンサルサービスなど婚活に要する費用 ・両家顔合わせ・結納式に要する費用 ・婚約指輪、結婚指輪の購入に要する費用 ・エステ代 ・挙式や結婚披露宴に出席するための交通費(海外渡航費を含む。)や宿泊費 ・新婚旅行代
2 家賃等に係る費用	○結婚を機に受贈者が新たに物件を賃借する際に要した費用で、賃料(契約更新後は更新後の賃料)、敷金、共益費、礼金(保証金などこれに類する費用を含みます。)、仲介手数料、契約更新料	○配偶者や勤務先など受贈者以外が締結した賃貸借契約に基づくもの、駐車場代(家屋の賃貸借契約とは別に駐車場のみを借りている場合)、地代、光熱費、家具・家電などの設備購入費
3 引越しに係る費用	○結婚を機に受贈者が新たな物件に転居するための引越費用	○配偶者の転居にかかる費用や不用品の処分費用
4 不妊治療に係る費用	○男女の別に関係なく、また、保険適用の有無に関係なく、以下のものが対象。公的助成を受けているかどうかに関係なく、実際に病院等へ支払った金額が対象 ・人工授精 ・体外受精 ・顕微授精 ・上記のほか一般的な不妊治療に要する費用	○不妊治療のために遠隔地や海外に渡航する際の交通費や宿泊費
5 妊婦健診に係る費用	○母子保健法に基づく妊婦健診に要する費用が対象。また、公的助成を受けているかどうかに関係なく、実際に病院等へ支払った金額が対象	○妊婦健診のために遠隔地や海外に渡航する際の交通費や宿泊費
6 出産に係る費用	○正常分娩・流産・死産の別を問わず、出産のための入院から退院までに要した費用が広く対象となり、具体的には、出産日(死産・流産の日を含む。)以後1年を経過する日までに支払われた以下のものが対象。出産育児一時金などの公的助成を受けているかどうかに関係なく、実際に病院等へ支払った金額が対象 ・分娩費 ・入院費 ・新生児管理保育料 ・検査・薬剤料 ・処置・手当料 ・産科医療補償制度掛金 ・入院中の食事代 など	○出産のために遠隔地や海外に渡航する際の交通費や宿泊費
7 産後ケアに係る費用	○出産日(死産・流産の日を含む。)以後1年を経過する日までに「産後ケア」に要した費用であって、以下のものが対象。公的助成を受けているかどうかに関係なく、実際に病院等へ支払った金額が対象。 ・日中のサービスまたは訪問により、心身のケアや育児サポートを行うもの(デイケア型) ・空きベッドを利用し、心身のケアや休養等を必要とする産婦に対し、母体ケアや乳児ケア、育児指導、カウンセリングなどを宿泊により実施するもの(宿泊型)	○産後ケアのために遠隔地や海外に渡航する際の交通費や宿泊費
8 子の医療費に係る費用	○受贈者の子(法律上の「子」(配偶者の子を養子縁組した場合、認知した場合を含む。))で、小学校就学前の子に限り、に要した医療費であり、以下のものが対象。保険適用の有無に関係なく、また、公的助成を受けているかどうかに関係なく、実際に病院等へ支払った金額が対象。 ・治療費 ・予防接種代(任意・法定いずれも含む。) ・乳幼児健診に要する費用 ・医薬品代(処方箋に基づき処方されるものに限る。)	○子の医療のために遠隔地や海外に渡航する際の交通費や宿泊費 ○処方箋に基づかない医薬品代
9 子の育児に係る費用	○受贈者の子(法律上の「子」(配偶者の子を養子縁組した場合、認知した場合を含む。))で、小学校就学前の子に限り、に要した下記費用で、対象となる支払先に支払われたものが対象。公的助成を受けているかどうかに関係なく、実際に支払った金額が対象。 ・入園料、保育料(ベビーシッター費用も含みます。)、施設設備費 ・入園のための試験に係る検定料 ・在園証明に係る手数料 ・行事への参加に要する費用(保護者分は対象となりません。) ・食事の提供に係る費用 ・その他育児に伴って必要な費用(例えば、施設利用料、事業に伴う本人負担金など)	